H22－13

平成２３年3月２９日

四日市支部会員各位

三重県土地家屋調査士会四日市支部
支部長　　西　脇　春　治

四日市市役所用地課からのお知らせ

日頃支部活動に御協力いただきありがとうございます。
さて、四日市市役所用地課から平成２３年４月以降の境界立会に関する取扱について、別紙のように地元自治会長の立会及び境界確認書への署名押印をもとめないこととする旨の通知がありましたので、皆様にご報告申し上げます。

但し注意すべきことは、用途廃止申請等では自治会長との協議書（同意書から協議書に変更になる）の添付が必要ですので、従来どおり境界立会に来ていただくのか、別途現地で説明するのか又は他の方法で協議するのかを判断する必要があると思います。

なお、四日市市役所市街地整備公園課及び上下水道局総務課に確認したところ、用地課と同じ取扱をするということです。
また、三重県四日市建設事務所管理課と打合せしたところ、平成２３年４月以降、四日市市と同様の取扱をするという口頭による回答を得ています。現在、この件につき文書による回答をお願いしているところであります。
三重郡３町については今までどおりで、何ら変更はありません。

別紙に記載されている＜資料＞（四日市市境界確認事務取扱要領）については、枚数が多いので後日、メール、郵送又は手渡しにより配布します。

用地第 2189 号
平成23年3月25日

三重県土地家屋調査士会
四日市支部
支部長 西 脇 春 治 様

四日市市 都市整備部
用地課長 井口 晃

官民境界確認について(お知らせ)

平素は、市土木行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これまで、都市整備部所管財産と民有地との境界立会いを行う際、四日市市では、地元自治会長の参加及び署名・職印の押印を、お願いしております。

しかしながら、法的な根拠は伴わないため、平成23年4月1日より、四日市市都市整備部所管公共用財産境界確認事務取扱要領を見直し、四日市市の境界査定箇所に伴う、地元自治会長の現地での境界確認及び境界確認書への署名・職印の押印は求めないこととさせていただきます。

また、文書にて、地区連合自治会様を通じて、地元自治会ならびに地域役員の皆様に、お知らせいただきますよう、進めています。

つきましては、関係資料をあわせて送付いたしますので、支部会員の皆様に対し、ご周知いただきますよう、お願いいたします。

＜資料＞

四日市市都市整備部所管公共用財産境界確認事務取扱要領

問い合わせ先

四日市市役所都市整備部用地課境界係

電話059－354－8217

（様式第７号）

境　界　確　認　書

平成　　年　　月　　日

（あて先）四日市市長

今般、下記申請地と四日市市（所有地・管理地）との境界を確認するにつき、別添実測図のとおり表示された境界を確認し、合意する。

下記申請地と隣接地との境界についても、別添実測図のとおり表示された境界を確認し、合意する。

本書の申請地、隣接地の直接利害関係を有する者に本書を閲覧させ、又、本書の写しを交付することについては同意する。なお、四日市市より写しを交付する場合においては、四日市市情報公開条例に基づくものとする。

下記土地相続財産管理者（相続人代表）より合意する場合は、他の相続人である者を代表して合意するものとする。また、共有の土地の場合においても同様に共有者であるものを代表して合意するものとし、他の相続人もしくは他の共有者から問題等が生じた場合は、その者の責任において、すべて解決、処理するものとする。

四日市市所有地・管理地（地番・地先）

申請地番　所有者	住　所	申請者氏名	印

隣接地番　所有者	住　所	氏　名	印

作成者

隣接地番　所有者	住　所	氏　名	印

上記申請地と　　との境界については支障ない。

平成　　年　　月　　日

四日市市長

四日市市都市整備部所管公共用財産境界確認事務取扱要領

平成２２年　４月　１日
平成２３年　４月　１日改正

（趣旨）

第１条　この要領は、四日市市都市整備部所管の公共用財産（以下「対象公共用土地」という。）に係る境界確認事務を適正かつ円滑に運営することに関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要領で扱う対象公共用土地は、次の各号に掲げる土地とする。

（１）市 道 敷 地
（２）河 川 敷 地
（３）法定外道路
（４）法定外水路（市街化区域を除く。）
（５）公 園 敷 地（四日市市所有地に限る。）
（６）た　め　池（四日市市所有地に限る。）

２　この要領によって確認する境界は、申請の目的によって筆界、所有権界又は管理界とする。

（申請者）

第３条　この要領に基づき、対象公共用土地に係る境界確認を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、対象公共用土地に隣接する土地の所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）登記簿上の所有者以外の者が所有権を取得している場合は、その者。
（２）法人が土地所有者の場合は、代表者。
（３）共有地の場合は、共有者全員又は、共有者のうち他の共有者全員の委任を受けた者。
（４）土地所有者が死亡している場合は、相続人全員又は、相続人のうち他の相続人全員の委任を受けた者。
（５）土地所有者が破産した場合は、破産管財人。
（６）土地所有者が未成年の場合は、法定代理人（親権者）。この場合においては、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名の上法定代理人が併記捺印すること。
（７）土地所有者が成年被後見人の場合は、成年後見人。この場合においては、申請書に成年後見人であることを証する登記事項証明書を添付し、土地所有者記名の上成年後見人が併記捺印すること。
（８）開発行為又は用途廃止が関係する申請で、土地所有者が複数の場合は、その土地所有者より委任を受けた者。
（９）公共事業目的の場合は、その事業者である公共団体。
（10）その他市長が認めた者。

２　前項の規定にかかわらず、申請者以外の者が申請者に代わって事務の一部を代行する

場合は、当該申請の代行者が申請書に委任状を添付のうえ、委任状記載の事務を行うことができる。

（境界確認の申請）

第４条　申請者がその所有する土地（以下「申請土地」という。）と対象公共用土地との境界を確認しようとするときは、境界確認申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を、都市整備部用地課に提出するものとする。

（申請書の添付書類）

第５条　申請書に添付する書類は次のとおりとする。

（１）申請土地案内図
（２）申請土地全部事項証明書
（３）隣接地の登記事項要約書又は全部事項書
（４）公図の写し
（５）委任状（代行者が申請を行う場合で、委任した権限の範囲を明確に記入したもの）
（６）その他境界確認に参考となる図書

（受付・書類審査）

第６条　市長は、申請書が提出されたときは、次の各号に掲げる事項を審査し、境界確認を実施することが適当であると認めたときは、申請書を受理するものとする。

（１）申請者が第３条に定める要件を備えていること。
（２）申請土地が対象公共用土地に隣接していること。
（３）申請書に必要事項が記載され、かつ必要書類が添付されていること。

（事前調査）

第７条　市長は、申請土地及び対象公共用土地について、必要に応じて次の事項を調査するものとする。

（１）市が所有する旧土地台帳、旧絵図、官有地台帳及び異動通知
（２）法務局備付公図、地積測量図及び閉鎖登記簿
（３）境界付近地の沿革が確認できる県、市、土地改良組合、区画整理組合等が所有する丈量図、換地図
（４）県・市が管理する近隣の境界確認資料及び境界確認書
（５）その他境界確認に参考となる図書

（立会い日時の調整）

第８条　市長は、申請書を受理した後、申請者又は申請代行者と境界立会い日時その他必要な事項を調整するものとする。また、必要に応じ、その他関係者に対し、立会い日時等の調整内容を通知できるものとする。

（境界立会者）

第９条　境界立会者は、申請者のほか、申請地に隣接する土地所有者、対側地の土地所有

者、その他関係者とする。ただし、対象公共用土地の幅員が十分に取れる場合など、対側地の境界に影響を及ぼさない場合は対側地の土地所有者を除くことができる。

2　申請者は、前項に規定する境界立会者に対して境界立会いを依頼し、当該立会いの日時を連絡するものとする。

（現地における境界確認）

第１０条　市長は、境界立会いにあたり、申請書及び添付書類に基づき、対象公共用土地に関係する土地の境界立会者を確認し、境界を確認のうえ、境界確認承認書（様式第２号、様式第３号、様式第４号又は様式第５号）に署名を求めるものとする。

2　市長は、境界確認作業に際し、境界立会者が了知している既設杭の位置等の情報の提供を求めるものとする。

3　市長は、対象公共用土地の所有者が四日市市以外の場合、その者の意見を求めるものとする。

4　市長は、現況実測平面図、地図（公図）の写し、法務局備付地積測量図、全部事項証明書、その他参考とすべき資料に基づいて境界の確認を行うものとする。

5　申請者及び申請代行者は、境界の確認に当って、関係地権者の同意を得るものとする。

（現地における境界立会いの省略）

第１１条　市長は、申請に係る境界が既に確認済みであり、過去の測量データから境界杭が復元可能である場合又は境界確認記録書より境界について支障がないと判断できる場合は、現地での境界立会いを省略することができる。

（境界標の設置）

第１２条　現地における境界確認をしたときは、原則として市の境界標を設置するものとする。

（境界確認記録書の作成）

第１３条　市長は、境界立会いの結果について境界確認記録書（様式第６号）を作成するものとする。

2　境界確認記録書については、境界確認が成立している場合又は成立していない場合いずれに関わらず、立会い後速やかに作成するものとする。

3　境界確認記録書には、境界確認が成立した箇所については境界の確認方法の状況を記載し、添付する境界標位置図、確認断面図等には、境界確認位置を記載するものとする。境界確認が成立しなかった箇所については、成立にいたらなかった状況を記載するものとする。

（境界確認記録書の再作成）

第１４条　前条の規定により作成された境界確認記録書のうち、次の各号を満たすものについては、境界確認記録書を再作成することができるものとする。

（１）官民境界部分の全部又は一部の境界確認が成立していないものが、関係地権者の同意が得られる等で境界確認が成立することとなったもの。

（２）提出されている申請書の内容に変更がないもの。

（境界確認書）

第１５条　境界確認を行った申請土地の所有者は、市長に境界確認書（様式第７号及び様式第８号）への市長印の押印を依頼することができる。

２　前項に定める様式によらない場合は、市長と協議をした上で依頼することができる。

（境界確認書の要件）

第１６条　境界確認書への市長印の押印を依頼しようとする者（以下「境界確認書申請者」という。）は、次の各号を満たす境界確認書を作成し、市長に提出しなければならない。

（１）境界確認書の様式に、境界確認測量図を添付するものとする。

（２）境界確認書は正本を２部作成し市長に提出するものとする。ただし、当該境界確認書に他の公共用財産を管理する者の確認を求める場合は、必要部数を追加して提出するものとする。また、境界確認書申請者が複数の場合は、必要部数を追加して提出することができる。

（３）境界確認書は、申請土地、及び申請土地に隣接・点接する全ての土地所有者について、署名、押印するものとする。また、その他必要に応じ対側地の所有者、その他関係者の署名押印をするものとする。

（４）境界確認書申請者の押印は実印とし、境界確認書申請者以外の押印は、認印も可とする。また、法人の場合は法人代表者印とする。

（５）境界確認測量図は、作成者、境界杭の位置・種類、各点間の距離を明示し、座標求積表を記載し、将来にわたって復元可能な実測による平面図とする。境界確認書と境界確認測量図が分離されている場合は、割り印を押印することとする。

（６）土地所有者が死亡している場合は、相続人全員の押印により確認を得ることとする。ただし、代表相続人より行う場合、境界確認書において、他の相続人である者を代表して合意するものであり、他の相続人から問題等が生じた時は、その者の責任において全て解決処理する旨の確約が確認できた場合は、この限りでない。

（７）土地所有者が共有の場合は、共有者全員の押印により確認を得ることとする。ただし、代表共有者より行う場合、境界確認書において、他の共有者である者を代表して合意するものであり、他の共有者から問題等が生じた時は、その者の責任において全て解決処理する旨の確約が確認できた場合は、この限りでない。

（境界確認書の交付）

第１７条　市長は、境界確認書申請者から境界確認書が提出され、その内容に支障がない場合は、全ての正本にその旨を記入し市長印を押印し、１部保存するとともに、残り正本部数を境界確認書申請者に交付するものとする。

（境界確認書締結後の再申請）

第１８条　市長は、既に境界確認書の締結が行われた箇所について境界確認の再申請があり、次の各号のいずれかに該当する場合は申請書を受理することができるものとする。

（１）境界の復元が現地において著しく困難であるとき。

（２）境界に重大な錯誤があるとき。
（３）境界確認書の再交付を求められたとき。
（４）その他市長が必要と認めたとき。
２　前項の規定に基づき再申請を行う場合は、その境界を再度確認する合理的な根拠証拠・理由と、関係地権者全員の再申請を提出することに対する同意があるものとする。

（境界確認申請の取り下げ）
第１９条　市長は、申請者より境界確認申請取下申出書（様式第９号）が提出された場合は、これを受理するものとする。

（記録の整理）
第２０条　市長は、境界確認記録書及び境界確認書を保管し、境界確認を行った箇所を境界確認箇所図に記録するものとする。
２　前項の境界確認記録書及び境界確認書のうち、今後近隣境界立会いで必要と思われるものは電子データ化し、境界査定システムに登載するものとする。

（様式第１号）

境　界　確　認　申　請　書

（あて先）四日市市長　　平成　　年　　月　　日

申請者　住所

氏名　　印

連絡先

代理人　住所

氏名　　印

連絡先

私所有の下記土地と貴市所管の　道路／水路／河川／公園　との境界確認を申請します。

1　土地所在地　　四日市市　　町 字　　番

2　添付書類　・案内図　・公図写し

・土地全部事項証明書　・隣接地登記事項要約書　・土地全部事項書

・その他参考資料（地積測量図、委任状等）

3　境界確認の目的

(1)　構造物築造　　建物　門　塀　フェンス　ブロック　擁壁　その他（　　）

(2)　売買等　　①所有権移転後、上記（１）の構造物築造の予定

②所有権移転後、上記（１）の構造物築造の未定

(3)　都市計画法上による開発行為

(4)　個人財産の確保

(5)　その他　　（　　）

……　下欄には記入しないでください　……

日程調整	□チェックは協議済
申請人　代理人	（　/　）□
狭あい道路担当	（　/　）□
三重県	（　/　）□
（　　）	（　/　）□
（　　）	（　/　）□

立会予定日　平成　年　月　日（　）

午前・午後　：　～

当課資料　　下水資料　　その他

法務局　□

官台　□　旧絵図　□　旧台帳　□

確定図（　　）

No.

（様式第2号）

境界確認承認書

（あて先）四日市市長

平成　　年　　月　　日 に行なわれた、公共用財産との境界については、現地で立会いのうえ、相違ないことを確認しました。

申請地・隣接地・対面地	立　会　人	
所在地番	住　　所	登記簿上所有者との続柄
所 有 者	氏　　名	確 認 年 月 日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　　年　　月　　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　　年　　月　　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　　年　　月　　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　　年　　月　　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　　年　　月　　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　　年　　月　　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　　年　　月　　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　　年　　月　　日

（太枠内は、自署して下さい。）

（様式第3号）

境界確認及び狭あい道路の中心線確認承認書

（あて先）四日市市長

平成　年　月　日 に行なわれた、公共用財産との境界及び狭あい道路の中心線の確認と中心鋲の位置については、現地での立会いのうえ、相違ないことを確認しました。

申請地・隣接地・対面地	立　会　人	
所在地番	住　所	登記簿上所有者との続柄
所有者	氏　名	確認年月日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人・配偶者・子・親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人・配偶者・子・親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人・配偶者・子・親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人・配偶者・子・親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人・配偶者・子・親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人・配偶者・子・親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人・配偶者・子・親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人・配偶者・子・親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日

（太枠内は、自署して下さい。）

（様式第4号）

管理境界確認承認書

（あて先）四日市市長

平成　年　月　日 に行なわれた、四日市市管理の道路・水路との管理境界については、現地立会いのうえ、相違ないことを確認しました。

なお、境界（筆界）については、申請地測量時に、再度、境界確認申請を市に提出し、現地立会いを行い確認いたします。

申請地・隣接地・対面地	立　会　人	
所在地番	住　　所	登記簿上所有者との続柄
所 有 者	氏　　名	確 認 年 月 日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日

（太枠内は、自署して下さい。）

（様式第5号）

管理境界確認及び狭あい道路の中心線確認承認書

（あて先）四日市市長

平成　年　月　日 に行なわれた、四日市市管理の道路・水路との管理境界及び狭あい道路の確認と中心鋲の位置については、現地立会いのうえ、相違ないことを確認しました。

なお、境界（筆界）については、申請地測量時に、再度、境界確認申請を市に提出し、現地立会いを行い確認いたします。

申請地・隣接地・対面地	立　会　人	
所在地番	住　　所	登記簿上所有者との続柄
所 有 者	氏　　名	確 認 年 月 日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日
申請地・隣接地・対面地	（住所）	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 親 その他（　　）
	（氏名）	平成　年　月　日

（太枠内は、自署して下さい。）

（用式第６号）

境界確認記録書

立　会　日　　平成　　年　　月　　日（　）　　時　　分より
立　会　者

土地関係者　　別添の通り

立会結果の参考事項

（様式第８号）

境　界　確　認　書

平成　　年　　月　　日

（あて先）四日市市長

今般、下記申請地と四日市市（所有地・管理地）との境界を確認するにつき別添実測図のとおり表示された境界を確認し、合意する。

本書の申請地、隣接地の直接利害関係を有する者に本書を閲覧させ、又、本書の写しを交付することについては同意する。なお、四日市市より写しを交付する場合においては、四日市市情報公開条例に基づくものとする。

下記土地相続財産管理者（相続人代表）より合意する場合は、他の相続人である者を代表して合意するものとする。また、共有の土地の場合においても同様に共有者であるものを代表して合意するものとし、他の相続人もしくは他の共有者から問題等が生じた場合は、その者の責任において、すべて解決、処理するものとする。

なお、下記申請地と隣接地との境界については、別添のとおり境界を確認済みです。

四日市市所有地・管理地（地番・地先）

申請地番　所有者	住所	申請者氏名	印

作成者

上記申請地と　　との境界については支障ない。

平成　　年　　月　　日

四日市市長

（様式第９号）

境界確認申請取下申出書

平成　　年　　月　　日

（あて先）四日市市長

申　請　者　住　所

氏　名　　印

申請代理人　住　所

氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付けで申請しました境界確認申請書については、下記の理由により取り下げします。

記

１．申　請　箇　所

２．取り下した理由